

重要事項説明書

社会福祉法人前田記念福祉会
軽費老人ホームA型シルバーハウス

当施設は、入居者に対して軽費老人ホームとしてのサービスを提供します。

施設の重要事項や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明させていただきます。

1 施設運営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 前田記念福祉会
- (2) 法人所在地 札幌市南区北ノ沢1819番9
- (3) 電話番号 011-571-7711
- (4) 代表者 理事長
- (5) 設立年月日 昭和58年9月14日

2 ご利用施設

- (1) 施設の種類 軽費老人ホームA型
- (2) 施設の目的 軽費老人ホームは、低額な料金で家庭環境、住宅等の理由により居宅において生活する事が困難な60歳以上の方が利用でき、日常生活上必要な便宜を提供し、健康で明るく楽しく生活ができることを目的とします。
- (3) 施設名称 軽費老人ホームA型シルバーハウス
- (4) 施設所在地 札幌市南区北ノ沢1819番9
- (5) 電話番号 011-571-7711
- (6) 管理者 施設長
- (7) 施設運営方針 入居者の人格を尊重し、常にその人の立場に立ってサービスの提供をおこなうように努めます。入居者が健全な環境のもとで、健康で明るい日常生活を過ごし、同時にその身体的・精神的条件に応じ、「利用者がその人らしく生活できる場」の提供に努めます。
- (8) 開設年月日 昭和59年4月1日（定員63名）
昭和62年6月1日（定員37名増員）総定員100名
- (9) 居室 夫婦部屋8室・単身者部屋84室

3 職員の状況

(1) 職員の配置

ア 施設長1名 イ 生活相談員1名 ウ 事務員2名
エ 栄養士1名 オ 看護師1名 カ 介護主任1名 介護職員4名

(2) 職員の勤務体制

ア 施設長	・・・	8時15分～	17時00分
イ 生活相談員	・・・	8時30分～	17時15分
ウ 事務員	・・・	8時15分～	17時00分
エ 栄養士	・・・	8時30分～	17時15分

オ	看護師	・・・	8時30分～	17時15分
カ	介護主任／介護職員		(下記のとおり変則勤務となります。)	
			6時45分～	15時30分
			8時15分～	17時00分
			9時45分～	18時30分
			10時00分～	18時45分

4 提供するサービスと利用料金について

(1) 当施設が提供するサービス

ア 各種生活相談と助言（契約書第5条参照）

- ・入居者からの要望により各種の生活相談に応じ、適切な助言と必要に応じて行政および関係機関の紹介、手続き等の援助を行います。
- ・入居者が入居後特別な介護を必要とする状態になった場合は、入居者又は身元保証人の依頼により、外部の福祉サービスが利用できるよう必要な援助を行います。

イ 食事の提供（契約書第6条参照）

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養ならびに入居者の嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・当施設では調理業務全般を業務委託しております。

CFG ケアシステム株式会社

札幌市中央区南 1 条東 2 丁目 3-2 マツヒロビル 2 階

TEL：(011) 231-6355

- ・食事時間

朝食時間	7時45分より	8時30分まで
昼食時間	11時45分より	12時30分まで
夕食時間	17時15分より	18時00分まで

- ・上記以外でも入居者の都合により必要な場合は、配食時間以降でも若干の取り置きは可能です。

ウ 入浴の提供（契約書第7条参照）

- ・入浴日 毎週月曜日・水曜日・金曜日・土曜日の週4回
- ・入浴時間 午後2時00分～午後6時30分
(但し、土曜日は午後12時30分～午後4時00分)

エ 疾病、負傷等緊急時の対応および援助（契約書第8条参照）

- ・入居者が急病もしくは火災等緊急避難を要する事態が発生した場合に備えて常に万全の体制がとれるように配慮します。

オ レクリエーション等（契約書第9条参照）

- ・入居者がその人らしい生活が送れるように入居者の要望に応じて各種レクリエーション等の余暇活動を行い、健康の保持に努めます。

カ 給食費の減額（契約書第 13 条参照）

- ・事前に申し出があり、入院、外泊等のため給食を受けない場合において、当該入院、外泊等の 5 日以前までに申し出があったときは、運営規程の様式 1 のとおりとします。

（2）利用料等

ア 利用料（契約書第 10 条～11 条参照）

- ・利用料の額は、入居者の年間収入により算定されます。
但し、利用料は改訂になる場合があります。
- ・入居者が居室で利用する電気料、水道料等の使用料は入居者の負担とします。
- ・入居の際、施設で指定している保険会社の火災・家財保険にご加入いただきます（年払い令和 3 年現在 1, 760 円・料金の変動があります）。

イ 利用料の納入（契約書第 12 条参照）

- ・利用料（電気料・水道料含む）は当月分を施設が指定する金融機関の口座を開設して毎月口座引落としとなります。

ウ 資料の提出（契約書第 14 条参照）

- ・毎年の利用料認定に要する次の資料を施設に提出いただきます。
- ・収入の認定に必要な書類（前年分の源泉所得税、確定申告等の写し）
- ・必要経費の認定に要する書類（租税、介護保険適用サービス、医療費、社会保険料等の領収書等）

5 身元保証人について（契約書第 15 条参照）

- （1）入居者は、身元保証人を原則 2 名立てていただきます。入居者施設に対する債務不履行があったときは、この契約から生ずる一切の金融債務について連帯して履行の債務を共に負い、必要なときは入居者の身柄を引き取る責任を負います。
- （2）身元保証人の確保が困難な場合、入居契約をされる前に民間やその他の身元保証会社等との契約締結をお願いいたします。但し、入居者のおかれた状況等を勘案して判断し、その限りではない場合もあります。
- （3）身元保証人は、住所、氏名、連絡先を変更したとき又は変更があるときは速やかに施設に報告するとともに、変更届を提出いただきます。
- （4）所有物の引き取り（契約書第 23 条参照）
 - ・契約の解除又は入居者が死亡した場合、契約者および所有物の一切の処分は身元引受人・連帯保証人が行います。
 - ・明け渡しの日を過ぎてもなお残置された所有物については、入居者はその所有物を放棄したものとみなし、施設において自由に処分できることといたします。

6 造作・模様替え等の制限について（契約書第 17 条参照）

- （1）入居者は、その居室に造作・模様替えをするときは、施設に対してあらかじめ書面によりその内容を届け出て承認を得るものとします。

(2) 入居者は、居室以外については、造作・模様替え等をしないで下さい。

7 原状回復の義務について（契約書第19条参照）

(1) 入居者は施設及び備品について入居者の責任に基づき汚損・破壊もしくは、滅失したとき又は施設に無断でその居室の現状を変更したときは、直ちに入居者の負担により原状に回復するか、又は施設が定める代価を支払うものとします。

(2) 入居者は、この契約を解除又は終了した場合において、入居者が居室を施設に明け渡すときは原状に復してください。尚、その場合、修理もしくは取り替えが必要な場合の費用は入居者が負担するものとします。

ア 全ての畳表張替え

イ 壁紙(クロス)張替え

ウ タイルカーペット張替え

エ 吊り戸棚(衣類収納等)及びパイプの塗装

オ 流し台ビニールカーペット張替え

カ トイレ床塗装

キ その他修繕の必要性があると思われる設備・備品

ク ウォシュレット（洗浄機能付きトイレ便座）を取付けてご入居されていた際は取外し
なお、上記イ～カについては、入所期間及び汚損・損傷具合で判断いたします。

(3) 入居者は(2)において、その実施に相当である業者の選任が可能な場合、入居者の責において実施して頂いても構いません。この場合、予め施設職員が各部位汚損・損傷状況を確認させていただきます。終了後は同様に施設職員が点検し、不十分箇所には再施工依頼をさせていただく場合もございます。尚、入居者が選任する業者不在の場合、当施設にて選定する業者が請負うものいたします。

(4) 原状回復終了後は、入居時の居室に戻すための畳表替えクリーニング(美装)の実費ご負担をお願いします。

(5) 単身者が夫婦部屋に入居している場合においては、その後夫婦での入居希望があり、なおかつ単身部屋が空いている場合には、1ヶ月の予告期間をもって単身部屋に移動するものとする。この際、施設は居室の改修費用や、特段の事情がある場合においては、その事情を考慮するものとする。

8 損害賠償について（契約書第20条参照）

(1) 天災、地変その他の不可抗力及び火災・盗難・暴動あるいは外出及び外泊中の不慮の事故により入居者が受けた損害、災難については、施設は一切の責任を負いません。

(2) 施設の故意又は重大な過失による場合は損害賠償をいたします。

9 契約の解除について（契約書第22条参照）

(1) 施設は、入居者が下記に該当したときはこの契約を終了することができます。

ア 入居者から契約の解除の申し出があった場合。

イ 利用料等の支払いを怠って、その滞納額が3カ月に達した場合。

ウ 不正の手続きによる入居や、提出書類で虚偽の申告をした場合。

エ 他の入居者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがある場合。

オ 日常起居動作に援助を必要とし、施設生活が著しく支障があると認められる場合。

カ 身体的又は精神疾患もしくは欠陥のため、施設の生活に著しく支障を与える恐れがあると認められた場合。

キ その他、上記に類する事があった場合。

(2) 入居者は、この契約を解除しようとするときは、30 日以上の予告期間をもって退居届を施設に提出願います。

(3) 原状回復の義務（契約書第 19 条、重要事項説明書 7. 参照）

ア 入居者が居室を施設長に明け渡すときは、原状に復していただきます。その場合、居室の修繕については、入居者に実費負担していただきます。

イ 状況の如何を問わず畳の表替え及び清掃費用については、入居者に実費負担していただきます。

10 苦情の受付について（契約書第 24 条参照）

苦情やご相談は下記の専用の窓口で受け付けています。

・ 苦情受付窓口（担当者）

職 名 介護主任

氏 名

受付時間 月曜日～金曜日までの午前9時 00 分～午後5時 00 分まで

11 その他

(1) 当施設で生活していただくための詳細については、「入居者のご案内」に記載されておりますのでご覧ください。.

(2) 軽費老人ホームのサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明をさせていただきました。

本書2通を作成し、入居者、施設が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

社会福祉法人前田記念福祉会
軽費老人ホームA型シルバーハウス
施設長

印

私は、本書面に基づいて施設から説明を受け、軽費老人ホームA型シルバーハウスのサービス提供開始に同意いたしました。

入居者

印

説明者

印